

＜令和元年度（2019年度）版＞ 道有林野への狩猟入林に際しての注意事項等

1 狩猟規制区域について

- (1) 道有林では、鳥獣保護区など法令等により狩猟による鳥獣の捕獲等が禁止されている区域のほか、次に該当するものについては、狩猟期間中における道民や事業者等の入林者の安全を確保するため、狩猟規制区域に設定しています。
 - ア 観光地や木育イベント等で道民が頻繁に入林する区域
 - イ 道有林の整備及び管理に関する事業を実施する区域
 - ウ その他総合振興局長等が狩猟を規制することが必要と認める区域
- (2) 狩猟規制区域では、「発砲禁止」や「作業中のため立入禁止」の看板や幟（のぼり）等の注意標識を設置していますので、狩猟を目的とした入林はしないでください。
- (3) 平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響により、夕張市及び由仁町を除く胆振管理区（安平町、厚真町及びむかわ町）の道有林の入林は、当分の間、禁止していますので、狩猟を目的とした入林はしないでください。

2 狩猟が可猟とされている区域について

- (1) 狩猟区域図で可猟とされた場所でも、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）のみの入林ができ、平日における銃器による狩猟を目的とした入林はできません（有害鳥獣駆除、北海道猟友会等により実施する実猟研修、安全狩猟モデル地区及び西興部村猟区を除く。）。
また、土曜日、日曜日及び祝日でも、道民や事業者、森林室職員が入林していることがありますので、周囲の注意標識をよく確認の上、必ず矢先の安全を確認し、人がいないことが確実な状況でのみ、銃猟を実施してください。
- (2) 狩猟規制区域外であっても、国道や道道の通行規制により入林できない箇所がありますので、入林前に森林室又は道路管理者へお問い合わせください。

3 開放林道について

開放林道については、狩猟を目的とする入林について、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）のみの通行を認め、平日の通行はできません（有害鳥獣駆除、北海道猟友会等により実施する実猟研修、安全狩猟モデル地区及び西興部村猟区を除く。）。

※ 開放林道：一般車両による通行を含め、通年で開放している路線。

4 狩猟通行路線について

開放林道のほかに、狩猟期間のうち、11月1日から期間終了までの間の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）に限り、総合振興局長又は振興局長が予め設定した「狩猟通行路線」を開放します。

- (1) 狩猟通行路線は、5の項目に記載の「狩猟区域図」に表記するほか、林道等の入口にその旨を記載した看板を設置しますので、必ず記載内容を確認の上、通行してください。
- (2) 開放林道及び狩猟通行路線以外は、車両による通行はできません。
- (3) 「通行禁止」や「進入禁止マーク」の注意標識がある場合は、絶対にその先の車両による通行はしないでください。
- (4) 見通しの悪い場所や整備が十分でない場所があるほか、荒天による路肩の崩壊など予期しない危険が発生している可能性がありますので、十分注意の上、慎重に通行してください。
- (5) 積雪により路面状況の確認や走行が困難な場合は、危険なので通行しないでください。
- (6) 森林内で事業者や森林室の職員が作業を行うときは、当該作業箇所に通じるゲートを施錠します。

※ 狩猟通行路線：狩猟期間中の11月1日から期間終了までの間の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）に限り、狩猟を目的とした車両の通行を認めている路線。

5 狩猟区域図について

- (1) 各森林室では、開放林道や狩猟通行路線、狩猟規制区域等を表記した「狩猟区域図」を作成しています。

- (2) 狩猟区域図は、新たに路線の一部に危険箇所を確認した場合や、事業の実施等に伴い開放林道、狩猟通行路線及び狩猟規制区域の見直しが必要となった場合は随時更新し、森林室や道有林課のホームページで最新版を公表します。
- (3) 開放林道や狩猟通行路線であっても、新たに危険箇所が確認された場合等に通行止めとする場合がありますので、道有林へ狩猟で入林する際には、必ず最新の狩猟区域図を確認し、ダウンロードの上、携行するようにしてください。

6 一括狩猟入林証等の携行について

- (1) 道有林へ狩猟で入林する際には、必ず「一括狩猟入林証」(レモン色)を携行し、森林室職員等から求められた場合は、必ず提示してください。
- (2) 「車両入林証」(レモン色)は、車両フロントの車外から見やすい場所に掲示してください。

7 林道の除雪について

- (1) エゾシカ捕獲の促進のため、除雪している林道がありますので、場所や期間、入林にあたっての注意事項などについては、各森林室へお問い合わせください。
- (2) 狩猟通行路線以外で各種事業のために除雪している道路については、立入禁止や造材等の事業実施を示す看板や幟等の注意標識に従い、絶対に通行しないでください。

8 スノーモビルの乗り入れ禁止について

一般の狩猟でのスノーモビルの乗り入れは、認めていません。

9 関係法令等の遵守について

- (1) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令を遵守してください。
- (2) 道路からの発砲、立木や標識類、ゲート等の施設への発砲は法律に違反する行為であり、絶対にしてはなりません。
なお、ゲートや標識などの施設を破損した場合は、法律によって罰せられるとともに損害賠償が請求されます。
- (3) 狩猟後のエゾシカ残滓の放置は、森林施業の支障となるとともに、ヒグマを誘引し、森林散策等の入林者への人身事故を引き起こす危険性がありますので、残滓は必ず回収するとともに、薬莢やゴミは持ち帰ってください。
- (4) 野営やたき火はしないでください。

10 一括狩猟入林証等の返納について

次の事項に該当する場合は、「一括狩猟入林証」及び「車両入林証」を返納いただき、狩猟のための入林をご遠慮いただきます。

- (1) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令等に違反した場合
- (2) 狩猟を規制している区域において狩猟を行ったことが明らかな場合(平日の狩猟規制違反を含む。)
- (3) 捕獲した鳥獣の残滓を放置したことが明らかな場合
- (4) 故意に、開放林道及び狩猟通行路線以外の道路並びに開放日以外の開放林道及び狩猟通行路線に車両で進入した場合
- (5) 森林室職員や巡視員等の指示に従わない場合
- (6) 故意又は重大な過失により施設等(ゲート・看板・立木等)を破損した場合
- (7) スノーモビルにより乗り入れした場合

11 その他

- (1) 「一括狩猟入林証」(レモン色)をお持ちの場合は、エゾシカ以外の狩猟に係る入林も可能です。ただし、狩猟はエゾシカ可猟期間内で、かつ法令等で定められた鳥獣ごとの可猟期間に限りです。
- (2) ヒグマの狩猟において、万が一「手負い」の状態にしてしまった場合は、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

12 事故等が発生した場合の責任について

事故等が発生した場合は、入林者は必要な処置後、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

なお、事故等が発生した場合の責任は、入林者自らが負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。